

議案第78号

「石岡市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の一部変更について

令和3年第4回石岡市議会定例会において同年12月16日に可決された議案第113号「石岡市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の一部を令和4年10月1日から次のように変更する。

2 取扱事務の範囲を次のように変更する。

2 取扱事務の範囲

- (1) 戸籍の謄本又は抄本（当該戸籍に記載されている者に対するものに限る。以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 納税証明書（所得証明書、課税証明書及び非課税証明書）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 住民票の写し（自己又は自己と同一の世帯に属する者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写しの引渡しに関する事務
- (4) 戸籍の附票の写し（当該戸籍の附票に記録されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 印鑑登録証明書（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務
- (6) 署名用電子証明書の発行の申請の受付、当該申請に係る署名利用者確

認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該申請に係る署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

- (7) 利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付，当該申請に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

令和4年8月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市の特定の事務を取り扱う郵便局に指定した「高浜郵便局」の取扱事務の範囲を一部変更するため。